

# ○国立大学法人上越教育大学利益相反マネジメント規程

(令和5年3月15日規程第10号)

(目的)

**第1条** この規程は、国立大学法人上越教育大学利益相反マネジメントポリシーに則り、国立大学法人上越教育大学（以下「本法人」という。）並びに本法人の役員（非常勤を除く。）及び職員（非常勤職員を含む。以下「役職員」という。）に係る利益相反の適切な管理（以下「利益相反マネジメント」という。）に関し必要な事項を定め、もって本法人における産学官連携活動等を適正に推進することを目的とする。

(定義)

**第2条** この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 利益相反 産学官連携活動等を行う上で生じる次のいずれかの状況により、本法人の社会的信頼が損なわれ得る状況をいう。

ア 役職員が産学官連携活動等によって得る利益（兼業報酬、実施料収入、株式の保有等）と、本法人における責任が衝突・相反する状況

イ 本法人が得る利益と本法人の社会的責任が相反する状況

ウ 役職員の企業等に対する職務遂行責任と本法人における職務遂行責任が両立し得ない状況

(2) 企業等 企業、国若しくは地方公共団体の行政機関又はその他の団体をいう。

(利益相反マネジメントの対象)

**第3条** 利益相反マネジメントは、次の各号に掲げる場合を対象とする。

(1) 役職員が、学外に対して産学官連携活動等（企業への兼業、共同研究、受託研究等）を行う場合

(2) 役職員が、企業等から一定額以上の金銭（給与、謝金等）若しくは便益（設備、物品、人員等）の供与又は株式等の経済的利益を得る場合

(3) 役職員が、企業等から一定額以上の物品、サービス等を購入する場合

(4) 前各号に掲げる場合等に関連し、本法人が組織として利益を得る場合

(5) その他第5条に規定する委員会が対象とすることを定めた場合

(役職員の責務)

**第4条** 役職員は、利益相反の回避に自ら努めなければならない。

2 役職員は、高い倫理性を保持し、利益相反マネジメントに従わなければならない。

(学術研究委員会)

**第5条** 国立大学法人上越教育大学学術研究委員会（以下「委員会」という。）は、利益相反マネジメントに関する事項を審議及び審査するため、必要な業務を行う。

(利益相反自己申告書の提出)

**第6条** 役職員は、相手先企業等から、次の各号のいずれかに該当する産学官連携活動等に係る個人的な利益を受けたとき（第2号の適用に限り当該役職員の配偶者及び生計を一にする一親等内の親族が個人的な利益を受けたときを含む。）は、別記第1号様式の

利益相反自己申告書（以下「自己申告書」という。）を翌年度の5月末までに委員会に提出しなければならない。ただし、企業等が企業以外の国内の公共的機関（国、地方公共団体、大学、独立行政法人等）であるときは、この限りではない。

(1) 兼業に係る報酬、研究成果の実施料収入若しくは売却による収入又は企業等若しくは企業等の資金を原資として本法人から給与の全部若しくは一部が支払われるとき当該給与の全部若しくは一部（企業等から得たこれらの個人的な利益が合計100万円以上であるときに限る。）

(2) 株式等（本法人と共同研究契約その他の契約関係にある企業等の株式等に限る。この場合において、株式が未公開か公開かを問わない。ただし、未公開株式にあつては全て。公開株式にあつては、発行済み株式総数の5%以上に相当する場合に限る。また、新株予約権、合同・合名・合資会社を包含する持分会社の持分等を含む。以下同じ。）の保有（当該年度前に取得した株式等の保有を含む。）

(3) 第1号に掲げるもののほか、企業等から役職員に対して提供される本法人の管理下でない金銭、物品、役務等であつて職務に関連するもの又は職務の信頼性を損なうおそれのあるもの

2 前項各号に定める産学官連携活動等に係る個人的な利益を新たに取得し、又は申告したものに変更があつたときは、随時委員会に自己申告書を提出しなければならない。ただし、前項第1号に規定するものの申告については、各年度において取得する見込みの個人的な利益の合計が100万円以上である場合に限るものとする。

（審査等）

**第7条** 委員会は、自己申告書の提出を受けたときは、必要に応じて、当該役職員から説明等を求め、利益相反に該当する状況の有無、程度等について確認し、利益相反に関して本学として許容できるか否かについて審査を行う。

2 委員会は、前項の審査の結果、利益相反が生じ、是正改善が必要であると判定したときは、必要な措置を決定し、学長に報告するものとする。

3 学長は、前項の報告に基づき、必要な措置を決定し、当該役職員に通知するものとする。

（異議申立て）

**第8条** 役職員は、前条第3項の通知を受けた場合において、当該措置に対し異議があるときは、学長に対して書面により異議申立てをすることができる。ただし、異議申立ては、同一の事案につき1回に限るものとする。

2 学長は、異議申立てに関する書面を受理したときは、委員会に再審査を指示するものとする。

3 委員会は、速やかに再審査を行い、審査の結果を学長に報告するものとする。

4 学長は、前項の報告に基づき、異議申立てに対する措置を決定し、当該役職員に通知するものとする。

（自己申告書等の保存）

**第9条** 委員会は、役職員から提出された自己申告書及び関係書類を適切に管理し、保管するものとする。

（研修等の実施）

**第10条** 委員会は、利益相反に関する意識の向上を図るため、利益相反に関する研修の実施や啓発に努めるものとする。

(情報公開)

**第11条** 委員会は、本法人における利益相反に対する取組状況（個人のプライバシーに係る部分を除く。）を学内外に公表するものとする。

2 委員会が許容し得ると判断した利益相反及びその行為については、これに係る学外からの調査等に対して、委員会が対応する。

(守秘義務)

**第12条** 利益相反マネジメントに関わる役職員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。当該職務を退いた後も同様とする。

(事務)

**第13条** 委員会に関する事務は、関係課の協力を得て、研究連携課において処理する。

(雑則)

**第14条** この規程に定めるもののほか、利益相反マネジメントに関し必要な事項は、委員会が別に定める。

#### 附 則

この規程は、令和5年3月15日から施行する。

別記第1号様式（第6条関係）

申告日： 年 月 日

利益相反自己申告書

学術研究委員会委員長 殿

所属部局：

職 名：

申告者名：

国立大学法人上越教育大学利益相反マネジメント規程第6条の規定に基づき、下記のとおり申告します。

記

1 申告対象期間 年4月1日～ 年3月31日（種別：新規／変更）

2 産学官連携活動等に係る個人的な利益の内容

（株式等の保有に限り配偶者及び生計を一にする一親等内の親族を含む。）

企業等の名称及び住所	個人的な利益の内容	
	A：国立大学法人上越教育大学利益相反マネジメント規程第6条第1項第1号に該当する場合 （兼業報酬等の個人的な利益の場合／合計100万円以上）	
	利益の種類（該当するものに○付す。）	金 額
	兼業によるもの	（円）
	研究成果の実施料若しくは売却によるもの	（円）
	給与の全部又は一部の	（円）

		支払い	
B：国立大学法人上越教育大学利益相反マネジメント規程 第6条第1項第2号に該当する場合 （本法人と契約関係にある企業等の株式等の保有の場合）			
利益の種類（該当するものに○を付す。）		株式等の種類・保有数等（持分の場合は金額）及び株式等保有先の企業等と本法人との関係を記入する。	
	株式等の保有	申告者（本人）：	
		配偶者及び生計を一にする一親等内の親族：	
		本法人と企業等との関係：	
C：国立大学法人上越教育大学利益相反マネジメント規程第 6条第1項第3号に該当する場合 <u>（本法人の管理下でないものであって職務に関連するもの又は職務の信頼性を損なうおそれのあるものの場合／金額の下限はない。）</u>			
利益の種類（該当するものに○を付す。）		金額等（物品又は役務の場合はその名称若しくは内容と推定金額を記入する。）	
	補助金・助成金等のすべての研究資金		（円）
	奨励金		（円）
	賞金		（円）
	寄附金		（円）
	出張費		（円）
	講演料		（円）

	執筆料	(円)
	物品	名称若しくは内容：
		(円相当)
	役務	名称若しくは内容：
		(円相当)
	その他	名称若しくは内容：
		(円相当)
国立大学法人上越教育大学利益相反マネジメント規程第6条第2項の「 <u>申告したものに変更があったとき</u> 」に該当する場合（申告済みの自己申告書の上記の欄に訂正を入れた上で、以下の左欄に○印を付し、右欄に個人的な利益の追加、金額の変更、株式等の保有数の変更・売却など、具体的に変更の内容を記載する。）		

(注)

1. 本様式の「A」（兼業報酬、実施料等、給与）、「B」（株式等）及び「C」（本法人の管理下でないもので金額の下限なし）の報告すべき個人的な利益は次のとおりです。なお、「C」の詳細は注12.に記載していますが、企業等から職員等に対して提供される本法人の管理下でない金銭、物品若しくは役務等であって職務に関連するもの又は職務の信頼性を損なうおそれのあるものに限定されますので、研究資金、奨励金、賞金、寄附金等のほとんどは対象外となるものと思われま。

「A」の場合：当該年度中企業等から得るこれらの個人的な利益（兼業報酬、実施料等、給与）が合計100万円以上となることが予定される場合に行い、取り止めや減額のため100万円未満になる場合については提出の必要はありません。（単一の企業等の場合のみならず複数の企業等から個人的な利益を得た結果、同一の年度内にこれらの企業等から得た利益の合計が100万円以上である場合を含みます。）

「B」の場合：株式等に変更のあった場合は、保有数の変更や売却と売却益などについて具体的に記載してください。

「C」の場合：本法人の管理下でないものであって職務に関連するもの又は職務の信頼性を損なうおそれのあるものは金額にかかわらず申告してください。

2. 定期的申告の対象は前年度分です。翌年度の5月末までに提出します。随時申告（国立大学法人上越教育大学利益相反マネジメント規程第6条第2項）は、「A」（兼業報酬、実施料等、給与）の場合は個人的な利益の金額が当

該年度に合計100万円を超えると見込まれる時点でを行います。「B」（株式等）及び「C」（本法人の管理下にな  
いもので金額の下限なし）の場合は新たに取得した時点でを行います。

3. 随時申告により既に申告済みのものについては定期的申告で申告の必要はありません。
4. 随時申告で申告した企業等における個人的な利益に変更があった場合は、随時申告の自己申告書を訂正のうえ、  
変更箇所を具体的に記載して随時申告してください（過去に申告した利益の増額や別の種類の個人的な利益の追加  
等）。
5. 企業等1社について1枚に記入してください。
6. 企業等が企業以外の国内の公共的機関（国、地方公共団体、大学、独立行政法人等）であるときは、申告の必要  
はありません。
7. 兼業によるものの利益については、国内の医療機関の非常勤医師や教育機関の非常勤講師に係る申告を除きます。
8. 研究成果の実施料若しくは売却による利益については、上越教育大学職務発明規程（平成16年4月1日規程第85  
号）第11条の規定に基づき本法人により支払われる補償金を除きます。
9. 給与の全部又は一部の支払いとは、クロスアポイントメント制度の利用などにより、給与は本法人から支払われ  
るが、原資の全部又は一部が当該企業等のものである場合（クロスアポイントメント制度により企業等から直接給  
与の全部又は一部を受け取る場合を含みます。）を意味します。
10. 「B」の株式等については、未公開株式か公開株式かを問いません。未公開株式の保有の場合は1株以上を対  
象とし、公開株式の保有の場合は発行済み株式総数の5%以上を対象とします。また、新株予約権、合同・合名・  
合資会社を包含する持分会社の持分等を含みます。金額等の記入に当たっては、これらの種類を記載するとともに、  
株式又は新株予約権にあっては株式数を、合同会社等の持分にあっては金額を記入してください。ただし、株式等  
の発行元企業等と本法人との間に受託・共同研究、研究成果の移転、寄附金、物品等購入その他の関係がある場合  
に限り、本法人と当該企業との関係は知り得る限りすべて記入してください。
11. 株式等の保有に限り役員本人のみならずその配偶者及び生計を一にする一親等内の親族が得た場合も申告の  
対象となっております。この場合は、自己申告書の様式中「株式等の種類・保有数等」の項に、「配偶者〇〇株」のよ  
うに、株式保有数等を記入するものとします。
12. 「C」の「補助金・助成金等のすべての研究資金」～「その他（具体的に）」までの個人的な利益の種類につい  
ては、本法人の管理下にあるものは除きます。個人的に受領した後に本法人に寄附したものについても申告不要で  
す。したがって、特に研究資金や奨励金、賞金、寄附金については本法人の研究費に充当しようとする場合は本法  
人学長宛てに寄附して本法人事務において経理されるのが通常ですので、そのような場合は申告の対象外となりま  
す。これらの研究資金等のうち外国政府・軍やそれらの委託を受けた民間団体等からの提供を受けて仮に私的に経  
理しているものがあれば、そういうものが申告の対象となってきます。また、出張費や講演料、執筆料については、  
正式に兼業の届出・承認を受けて出張、講演及び執筆を行いその費用の弁償や謝金を受けている場合は「A」の「兼  
業によるもの」の欄に記入してください。兼業にあたらぬ原稿執筆により謝金を受け取った場合については、職  
務外の行為に対して謝金を受け取ったものであり、「職務に関連するもの」に該当せず、また、このような原稿執  
筆はそれぞれの分野において長年にわたり広く慣行として行われているので「職務の信頼性を損なうおそれがある  
もの」にも該当しないので申告の対象外となります。したがって、「C」の「出張費、講演料、執筆料」について  
は上記以外のものであって、かつ、正式の兼業手続によらないものがあれば記入してください。なお、ここでの研  
究資金等については、国や独立行政法人等からのものはもともと対象外とされており、民間団体からのものであ  
っても受領した教員等から本法人に寄附されたものも対象外となります。これら以外の私的に経理されているもの  
であって、職務に関連するもの又は職務の信頼性を損なうおそれのあるものだけが対象となり、「A」の兼業報酬等  
とは別に、金額の多寡にかかわらず申告しなければならないものとしています。